

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画の概要

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

・旧計画を基に、国基本計画、県環境基本計画を踏まえて策定

2 計画の性格

・瀬戸内海の環境保全の目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示⇒諸施策の実施に当たっての指針の位置付け

3 計画の範囲

・山口県の区域における瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出等について定めるもの

4 計画の期間

・平成28年度から平成37年度まで
(施策進捗状況を概ね5年後に点検、必要に応じて見直し)

[山口県の瀬戸内法の指定地域、関係湾灘]



第2 現状と課題

1 現状

・汚濁負荷量削減等により水質が改善
・赤潮発生件数が減少
・泥干潟の拡大、平均水温の上昇など沿岸・海域の環境が変化

2 課題

・閉鎖性海域の水質改善・維持
・底泥や海底ごみの堆積
・海水温上昇等により生態系が変化
・漁獲量は減少

第3 計画の目標

・関係府県等が相互に協力し、同一の目標に向かい施策を遂行
⇒国基本計画の目標を県計画の目標として設定

瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限発揮された『豊かな瀬戸内海』

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標
- 2 水質の保全及び管理に関する目標
- 3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標
- 4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

第4 目標達成のために講じる施策

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

□藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等

- ・森・里・川・海の一体的再生(榎野川・干潟再生)
- ・アマモ場の再生・保全の取組(伊保庄、西岐波等)
- ・カブトガニの生息環境の調査研究、保全

□自然海浜の保全等

- ・自然海浜公園の指定・保全、親水護岸・養浜等の整備

□底質改善対策の推進

- ・榎野川河口干潟の耕耘による底質環境改善の取組

□海砂利の採取の抑制

- ・関係法令等に基づく対応

□埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

- ・関係法令等に基づく対応

□環境配慮型構造物の採用

- ・動植物の多様な生息環境に配慮した護岸の採用
- ・魚道の改良、生物共生型港湾構造物の整備

2 水質の保全及び管理

□水質総量削減計画等の実施

- ・第8次総量削減計画策定
- ・海域ごとのきめ細やかな水質管理

□下水道等の整備の促進

- ・山口県汚水処理整備構想に基づく整備

□水質及び底質環境の改善

- ・底質環境に影響する水質悪化の防止、工場排水の監視等

□有害化学物質等の低減のための対策

- ・ダイオキシン法、PRTR法、PCB特措法に基づく管理、低減等

□油等による汚染の防止

- ・関係法令に基づく対応、関係機関の連携・防除体制確保等

□海水浴場の保全その他の措置

- ・海水浴場水質の情報提供、他海域から入る魚介類等の留意

3 自然景観及び文化的景観の保全

□自然公園等の保全

- ・瀬戸内海国立公園、海域公園(周防大島町地家室海域)

□緑地等の保全

- ・豊かな森づくり、保安林、緑地環境保全地域の指定

□史跡、名勝、天然記念物等の保全

- ・新たな文化財の掘り起しによる指定、保全・伝承の推進

□海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)対策の推進

- ・回収・処理から発生抑制対策を一体的に展開

□エコツーリズム等の推進

- ・コホアワサゴ 群生地等の地域資源を活用したエコツーリズム

□その他の措置

- ・自然景観と一体となっている文化的景観の保全等

4 水産資源の持続的な利用の確保

□漁場環境の保全

- ・藻場・干潟の保全・再生、資源管理と連携した漁場整備

□水産動植物の増殖の推進

- ・キジハ、トラフグ等の種苗生産・供給・放流の推進
- ・アサリ母貝団地整備(東岐波等)、ナルビエイ等の食害生物対策

□水産資源の適切な管理

- ・漁獲制限等による資源管理、遊漁者への資源管理の啓発

5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

□廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用

- ・3R県民運動の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成

□処理施設の整備

- ・ごみ焼却灰のセメント原料化システムの活用、施設の整備・更新

□最終処分場の整備

- ・公共関与による広域処分場等による受入体制の整備

□災害廃棄物の適正処理

- ・災害廃棄物処理計画の策定、広域的な処理体制の整備検討

6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

- ・森・里・川・海のつながりによる関係者間の連携等

7 島しょ部の環境の保全

- ・環境の保全、瀬戸内海らしい多島美の景観等への配慮

8 基盤的な施策

- ・水質等の監視測定
- ・環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等
- ・広域的な連携の強化等
- ・情報提供、広報の充実
- ・環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- ・環境教育・環境学習の推進等

第5 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

- ・本計画で定められた施策を積極的に推進

2 施策の実施状況及びその効果の把握・点検

- ・水質及び底質の状態を示す項目等のほか、各種施策の取組事例や国基本計画に示す指標の項目を活用して状況を把握

□沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

- ・自然再生推進法に基づく取組等

□水質の保全及び管理に関する指標

- ・水質環境基準達成状況、汚水処理人口普及率等

□自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

- ・国立公園利用者数、史跡・名勝等指定件数等

□水産資源の持続的な利用の確保に関する指標

- ・漁業生産量、保護水面指定数

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

- ・関係市町、関係団体及び国との連携、情報交換等